

平成28年2月臨時会

議案説明資料
予算に関する説明書

(平成27年度2月補正予算等関係(臨時会関係))

地域振興部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成28年2月臨時会議案説明資料目次

地域振興部

【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件 名	課 名 等	頁
第1号	平成27年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	1
		交通政策課	2
		スポーツ課	5
	2 歳入歳出事項別明細書		6
3 節の明細		8	
	4 繰越明許費に関する調書		9

【予算関係以外】

(報 告)

報告番号	件 名	課 名 等	頁
第1号	議会の委任による専決処分の報告について (1) 鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正について	地域振興課	10

議案説明資料総括表

地域振興部
(単位：千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				説明
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
交通政策課	755,624	79,670	835,294	54,730			24,940	
スポーツ課	1,473,422	6,000	1,479,422	3,000			3,000	
地域振興部 計	9,628,889	85,670	9,714,559	57,730			27,940	

説明

(交通政策課)

- ・ (新) 空の駅推進事業 41,830 千円
- ・ (新) 国際定期便誘致事業 11,940 千円
- ・ (新) 公共交通施設多言語化事業 25,900 千円

(スポーツ課)

- ・ (新) グラウンド・ゴルフの聖地化等生涯スポーツ創生事業 6,000 千円

平成27年度一般会計補正予算（臨時会関係）説明資料

2款 総務費

2項 企画費

交通政策課（内線：7099）

3目 交通対策費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 空の駅推進事業	0	41,830	41,830	33,830			8,000	
トータルコスト	0	41,830	41,830	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	空港を核とする交流創出と空港利用者等の利便性向上				

工程表の政策目標(指標) 鳥取・米子-東京便増便等国内便の利便性の向上

事業内容の説明 【「地方創生加速化交付金」充当事業】

1 事業の目的・概要

県内両空港の機能強化による賑わい創出や空港を核とした「人・もの・情報」の交流創出（空の駅化）に向け、二次交通の整備や情報発信機能の強化等の利便性向上などの取組を進める。

2 主な事業内容

（単位：千円）

事業区分	予算	事業内容
(1) 賑わい創出推進事業	5,101	①出店トライアル支援（4,601千円） 集客が見込める空港イベントやチャーター便就航時等に合わせ、飲食や物販等のチャレンジショップを複数公募し、空港内への継続的な店舗開設等の契機とする。 ②空港イベント支援（500千円） 鳥取砂丘コナン空港の魅力を活かした空港でのイベント等を支援し、空港利用促進と賑わいづくりを推進する。
(2) 空港案内機能強化事業	5,282	土日や夏休み等の繁忙期に観光地や二次交通の案内、空港施設案内、外貨両替業務等を行うスタッフを空港内に配置(2名)し、利便性向上を図る。
(3) 空港早朝便利用者おもてなし事業	5,840	鳥取砂丘コナン空港早朝便搭乗者や到着客に対し、安価で鳥取の特徴をふんだんに盛り込んだ朝食を空港内で提供し、早朝便の搭乗率向上や魅力のある飲食のPRにつなげる。
(4) 県内両空港を拠点とした二次交通利便性向上事業	25,607	①空港レンタカー利用料支援（9,000千円） 鳥取又は米子空港を利用し、県内の宿泊施設を利用される場合に、レンタカー利用料を助成する。また、外国人旅行者へはカーナビ等のオプション料金等を追加助成する。 ②鳥取空港と空港圏域内の集客施設等を結ぶ二次交通整備(10,100千円) 鳥取空港と鳥取港、鳥取砂丘等を結ぶ連絡バスを運行する。 ③鳥取中部の二次交通利便性向上（2,000千円） コナンミステリーツアー（外国人版）と連携した外国人旅行者等に対する乗り継ぎマップや乗り放題手形の利便性を図るため、多言語化の整備を図る。 ④二次交通PR等経費（4,507千円） 空港連絡バスやレンタカー等の利用促進に関するPR等
合計	41,830	

3 これまでの取組状況、改善点

空港関係者や地元自治会、学生等の意見を伺いながら、鳥取空港と鳥取港を結ぶ二次交通の試験運行や連絡道路の検討、情報発信機能の強化や愛称化にふさわしい空港装飾など、優先して整備等が必要なものから取組を進めている。

平成27年度一般会計補正予算（臨時会関係）説明資料

2款 総務費

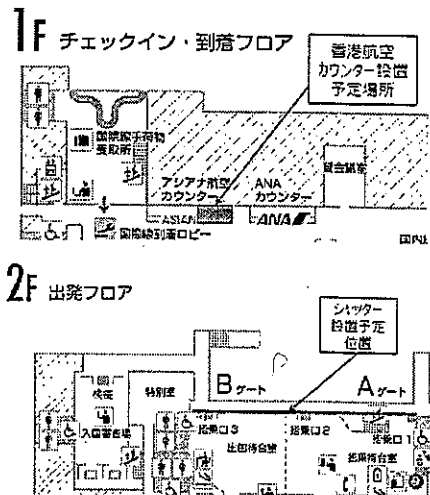
2項 企画費

交通政策課（内線：7099）

3目 交通対策費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）国際定期便誘致事業	0	11,940	11,940				11,940	
トータルコスト	0	11,940	11,940	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	国際航空路線の利用促進活動の実施など				
工程表の政策目標（指標）	国際航空便の誘致、利用促進							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>本年3月末からの就航を目指して取組を進めている米子－香港国際定期便就航に向け、空港ビル内の施設改修やPR事業を実施し、着実に定期便就航へ繋げる。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 米子鬼太郎空港施設改修経費助成 8,140千円 定期便就航に向けた国際線カウンターの改修、搭乗待合室の改修に係る経費を助成する。</p> <p>ア 国際線カウンター改修 1,772千円（10/10空ビル補助） ・専用カウンターへの改修、計量器の設置等を行う。</p> <p>イ 搭乗待合室改修 6,368千円（1/2空ビル補助） ・搭乗待合室で待機する国内線旅客とコンコースを歩く国際線到着旅客が接触できないよう、必要に応じてシャッターで仕切るための改修等を実施する。</p> <p>(2) 定期便就航に向けたPR事業の実施 3,800千円 定期便就航に向け、航空会社等と連携し、香港内及び鳥取において機内誌の作成や就航PRイベント等を実施する。</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>平成25年から3年間のうちに香港航空により実施されたチャーター便の実績等を踏まえ、3月末からの香港との定期便就航に向け、香港航空に対して働きかけを行っている。</p> <p>（過去の実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年夏（7月16日～8月31日）の連続チャーター24往復 搭乗率86.7% ・平成27年春（3月14日～4月11日）の連続チャーター8往復 搭乗率75.9% ・平成27年秋（10月21日～12月20日）の連続チャーター16往復 搭乗率70.7% 								



平成27年度一般会計補正予算（臨時会関係）説明資料

2款 総務費

2項 企画費

交通政策課（内線：7164）

3目 交通対策費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 公共交通施設多言語化事業	0	25,900	25,900	20,900			5,000	

トータルコスト	0	25,900	25,900	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	公共交通拠点施設の多言語化				
工程表の政策目標(指標)	外国人旅行者の受け入れ態勢強化							

事業内容の説明 【「地方創生加速化交付金」充当事業】

1 事業の目的・概要

公共交通の拠点施設の多言語（英語、韓国語、中国語）化を充実させ、急激に増えている外国人観光客に対するおもてなし機能や受け入れ体制の強化を図る。

2 主な事業内容

（単位 千円）

区分	予算	内 容
空港	2,000	・ 県内両空港（鳥取砂丘コナン空港、米子鬼太郎空港）の案内サインの多言語化 整備場所：空港出入口、観光案内所、二次交通案内等
鉄道	5,750	・ 県内主要駅（鳥取駅、倉吉駅、米子駅、米子空港駅、境港駅）内の案内サインの多言語化 整備場所：切符売り場、駅出入口、観光案内所等 ・ 県内主要駅に同時翻訳可能な多言語タブレットの試験導入
バス	18,150	・ 県内主要バスターミナル（鳥取、倉吉、米子）内の案内サインの多言語化 整備場所：券売所、路線図、バス乗り場案内等 ・ 県内主要バスターミナルに同時翻訳可能な多言語タブレットの試験導入 ・ バス利用ガイドの作成（乗り方案内バスマップ等） ・ 路線バス車両の多言語化表示（行先方向幕等）
合計	25,900	

3 これまでの取組状況、改善点

10月に策定した鳥取県元気づくり総合戦略において、目指す5年後の姿として「国際リゾート鳥取」を掲げる中、交通事業者と県が連携して、近年の訪日外国人観光客の急増に伴う交通拠点施設の案内表示等の更なる多言語化を図っていく。

<参考>

(新) 国際リゾート鳥取加速化環境整備事業（観光戦略課）

- ・ 案内看板等多言語化支援（鳥取県外国人観光客倍増促進補助金） 10,000千円

外国人観光客の多様なニーズに対応するため、観光施設等での案内看板等の多言語化の取組への支援を行う。（施設案内の外国語表記看板の整備、パンフレットやホームページ等の外国語案内ツールの整備等に要する経費）

平成27年度一般会計補正予算（臨時会関係）説明資料

2款 総務費

2項 企画費

5目 スポーツ振興費

スポーツ課（内線：7919）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) グラウンド・ゴルフの聖地化等生涯スポーツ創生事業	0	6,000	6,000	3,000			3,000	
トータルコスト	0	6,000	6,000	(補正に係る主な業務内容)				
主な業務内容	0.0人	0.0人	0.0人	生涯スポーツ振興のための事業				
工程表の政策目標(指標)	スポーツを軸とした地域活性化							
事業内容の説明				【「地方創生加速化交付金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>生涯スポーツ振興の気運づくり、交流人口拡大等による地域活性化及び本県の情報発信を図るため、本県発祥の生涯スポーツ「グラウンド・ゴルフ」の聖地としてブランド化を目指す。</p> <p>2 主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外への普及を図るツールとして、多言語（繁体字、フランス語等）のグラウンド・ゴルフのプレーガイド（ルールブック）を作成する。（1,000千円） グラウンド・ゴルフ競技における本県・市町村のブランド化に向けた取組を支援する。鳥取生涯スポーツ創生事業補助金（5,000千円） 								
区分		内容						
補助対象事業		グラウンド・ゴルフの本県・市町村のブランド化を目的として、市町村や競技団体が行う次のような取組 <ul style="list-style-type: none"> ・全国大会や世界大会の開催 ・競技の普及促進 ・国内外への情報発信 ・環境整備 ・(新) 公認コースの新設 ・(新) 新設コースへのレンタル用具配備 						
事業主体		県内市町村、競技団体						
補助率		2分の1						
補助対象経費		補助事業を実施するために県が必要と認める経費						

平成27年度2月補正予算(臨時会関係)歳入歳出事項別明細書(地域振興部)

(単位:千円)

款 項 目		2款 総務費								
					うち地域振興部					
		補正前	補正額	補正後				2項 企画費		
補正前	補正額				補正後	補正前	補正額	補正後		
節										
1	報酬	507,921	81	508,002	114,944		114,944	40,343		40,343
2	給料	2,895,248		2,895,248	601,090		601,090	508,615		508,615
3	職員手当等	4,798,491		4,798,491	311,330		311,330	262,555		262,555
4	共済費	1,096,696		1,096,696	225,511		225,511	185,997		185,997
5	災害補償費	500		500						
6	恩給及び退職年金	21,787		21,787						
7	賃金	35,262		35,262	7,680		7,680			
8	報償費	281,143	3,534	284,677	11,949		11,949	5,011		5,011
9	旅費	245,270	5,153	250,423	48,497	1,800	50,297	33,290	1,800	35,090
	費用弁償	26,384	45	26,429	6,410		6,410	4,680		4,680
	普通旅費	175,789		175,789	33,924		33,924	21,648		21,648
	特別旅費	43,097	5,108	48,205	8,163	1,800	9,963	6,962	1,800	8,762
10	交際費	3,600		3,600						
11	需用費	554,568	200	554,768	75,584		75,584	19,229		19,229
12	役務費	582,149	50	582,199	58,512		58,512	20,852		20,852
13	委託料	5,123,015	355,345	5,478,360	1,844,283	40,689	1,884,972	1,483,856	40,689	1,524,545
14	使用料及び賃借料	630,147	812	630,959	39,601		39,601	19,059		19,059
15	工事請負費	1,360,831		1,360,831	458,694		458,694	445,063		445,063
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	236,628		236,628	48,264		48,264	48,249		48,249
19	負担金、補助及び交付金	8,262,869	63,421	8,326,290	5,696,712	43,181	5,739,893	1,911,749	43,181	1,954,930
20	扶助費									
21	貸付金									
22	補償、補填及び賠償金	2,000		2,000						
23	償還金、利子及び割引料	186,000		186,000						
24	投資及び出資金									
25	積立金	734,053		734,053	5,229		5,229	5,229		5,229
26	寄付金									
27	公課費	267		267						
28	繰出金									
	予備費									
	計	27,558,445	428,596	27,987,041	9,547,880	85,670	9,633,550	4,989,097	85,670	5,074,767
財 源 内 訳	国庫支出金	2,050,062	262,706	2,312,768	1,190,746	57,730	1,248,476	67,018	57,730	124,748
	地方債	633,000	113,000	746,000	228,000		228,000	218,000		218,000
	その他	3,457,953		3,457,953	878,912		878,912	435,847		435,847
	一般財源	21,417,430	52,890	21,470,320	7,250,222	27,940	7,278,162	4,268,232	27,940	4,296,172

平成27年度2月補正予算(臨時会関係)歳入歳出事項別明細書(地域振興部)

(単位:千円)

節	款 項 目	2款 総務費						地域振興部 計		
		うち地域振興部								
		2項 企画費			3目 交通対策費			5目 スポーツ振興費		
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報 酬	3,683		3,683	25,595		25,595	114,944		114,944
2	給 料							601,090		601,090
3	職 員 手 当 等							311,330		311,330
4	共 済 費	594		594	3,993		3,993	225,511		225,511
5	災 害 補 償 費									
6	恩 給 及 び 退 職 年 金									
7	賃 金							7,680		7,680
8	報 償 費	216		216	1,774		1,774	11,949		11,949
9	旅 費	1,697	1,800	3,497	7,725		7,725	48,660	1,800	50,460
	費用弁償				2,229		2,229	6,410		6,410
	普通旅費	1,530		1,530	4,217		4,217	34,087		34,087
	特別旅費	167	1,800	1,967	1,279		1,279	8,163	1,800	9,963
10	交 際 費									
11	需 用 費	1,415		1,415	7,033		7,033	75,584		75,584
12	役 務 費	1,550		1,550	4,718		4,718	58,512		58,512
13	委 託 料	131,865	39,689	171,554	660,912	1,000	661,912	1,888,388	40,689	1,929,077
14	使用料及び賃借料	2,660		2,660	2,630		2,630	39,601		39,601
15	工 事 請 負 費				190,184		190,184	458,694		458,694
16	原 材 料 費									
17	公有財産購入費									
18	備 品 購 入 費				28,507		28,507	48,264		48,264
19	負担金、補助及び交付金	609,615	38,181	647,796	439,255	5,000	444,255	5,733,453	43,181	5,776,634
20	扶 助 費									
21	貸 付 金									
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投 資 及 び 出 資 金									
25	積 立 金	2,329		2,329				5,229		5,229
26	寄 付 金									
27	公 課 費									
28	繰 出 金									
	予 備 費									
	計	755,624	79,670	835,294	1,372,326	6,000	1,378,326	9,628,889	85,670	9,714,559
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	32,318	54,730	87,048		3,000	3,000	1,193,218	57,730	1,250,948
	地 方 債				127,000		127,000	228,000		228,000
	そ の 他	9,384		9,384	168,185		168,185	878,912		878,912
	一 般 財 源	713,922	24,940	738,862	1,077,141	3,000	1,080,141	7,328,759	27,940	7,356,699

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
2款 総務費		
2項 企画費		
3目 交通対策費		
負担金、補助 及び交付金	米子鬼太郎空港施設改修補助金	8,140
	鳥取砂丘コナン空港出店トライアル支援事業補助金	4,601
	鳥取砂丘コナン空港エアポートイベント支援事業補助金	500
	鳥取砂丘コナン空港早朝利用者おもてなし支援事業補助金	5,840
	空港利用促進懇話会負担金	9,000
	鳥取砂丘コナン空港圏域二次交通整備支援事業補助金	8,100
	鳥取中部二次交通利便性向上事業補助金	2,000
5目 スポーツ振興費		
負担金、補助 及び交付金	グラウンド・ゴルフの聖地化等生涯スポーツ創生事業補助金	5,000

緑越明許費に関する調書

追加分

款	項	目	事業名	予算額	翌年度繰越額	左の財源内訳			備考
						国庫補助金	起債	その他	
						一般財源			
2 総務費	2 企画費	3 交通対策費	空の駅推進事業費	41,830	41,830	33,830		8,000	国のH27年度経済対策補正予算を活用し、早期に事業着手するが、年度内に十分な事業期間が確保できないため
			公共交通施設多言語化事業費	25,900	25,900	20,900		5,000	国のH27年度経済対策補正予算を活用し、早期に事業着手するが、年度内に十分な事業期間が確保できないため
		5 スポーツ振興費	グラウンド・ゴルフの聖地化等生涯スポーツ創生事業費	6,000	6,000	3,000		3,000	国のH27年度経済対策補正予算を活用し、早期に事業着手するが、年度内に十分な事業期間が確保できないため
計				73,730	73,730	57,730	0	16,000	

地域振興部 (単位:千円)

<p>条例名等</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (1) 鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正について (平成27年12月22日専決)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由</p> <p>住民基本台帳法の一部が改正され、本人確認情報を利用することができる事務が追加されたことに伴い、所要の改正を行う必要があることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 本人確認情報を利用することができる事務について定めた規定から住民基本台帳法の規定により本人確認情報を利用することができる事務を削る。</p> <p>(2) 施行期日は、平成28年1月1日とする。</p>

平成27年鳥取県条例第64号

鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県住民基本台帳法施行条例（平成14年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第2条 法第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）による<u>同令第9条第2号又は同令第10条の3第2号の指定に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p>(12) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の<u>施行のための規則による事務であって規則で定めるもの</u></p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 略</p>	<p>(本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第2条 法第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>地方税法（昭和25年法律第226号）若しくは鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）による県税の賦課徴収（当該県税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の徴収を含む。）又は犯則事件の調査に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) <u>戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）による同法第4条第1項若しくは第2項の交付又は同法第5条第1項の訂正に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）による<u>同省令第9条第2号又は同省令第10条の3第2号の指定に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p>(14) 略</p> <p>(15) <u>鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）による同条例第6条第2項の決定又は同条例第9条の5第3項若しくは第19条第3項の意見の申出に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 略</p> <p>(19) 略</p> <p>(20) 略</p>

<p>(本人確認情報を提供する執行機関及び事務)</p> <p>第3条 法第30条の15第2項第2号に規定する条例で定める執行機関は、監査委員とし、<u>同号</u>に規定する条例で定める事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）による同法第242条第1項の請求に関する事務であって規則で定めるものとする。</p>	<p>(21) <u>鳥取県税条例による同条例第88条第1項、第105条第1項又は第106条第1項の不動産取得税の課税の特例に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p>(22) <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和58年鳥取県規則第18号）による同規則第8条第5項の指定又は同規則第9条第2項の届出に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p>(本人確認情報を提供する執行機関及び事務)</p> <p>第3条 法第30条の15第2項に規定する条例で定める執行機関は、監査委員とし、<u>同項</u>に規定する条例で定める事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）による同法第242条第1項の請求に関する事務であって規則で定めるものとする。</p>
--	---

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。